

# 訴 状

2005年12月14日

仙台地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 杉 山 茂 雅

## 第1 当事者

別紙当事者目録記載の通り

## 第2 請求の趣旨

- 1 被告が平成15年5月23日付けで原告に対して行った地方公務員災害補償法に基づく公務外認定処分を取り消す
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決を求める。

## 第3 請求の原因

### 1 被災職員

原告の夫大友雅義（以下、「雅義」という）は昭和37年7月12日に生まれ、昭和60年に東北学院大学を卒業し、同年4月より宮城県の中学校教員の職に就いていた。公務災害のあった平成10年度においては、雅義は、仙台市立中山中学校に英語の教員として勤務していた。平成10年度4月における雅義の業務は、1年生の担任、英語（週12時間）及び免許外科目である社会科（週4時間）の授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等であった。

雅義は、バドミントン部の顧問であったことから、平成9年度以降、宮城県中学校体育連盟（以下、「中体連」という）のバドミントン専門部の県副委員長としてその運営等にあたり、平成10年7月には県大会を運営していた。また同時に、平成10年8月22日から25日まで仙台市で開催された第28回全国中学校バドミントン大会（以下、「全中」という）の事務局総務部長に就任し、開催地事務局責任者として大会準備に従事していた。

雅義は、誠実で活動的でスポーツマンであり、明るく外向的な性格の持ち主であった。

## 2 原告

原告は、被災職員雅義と平成2年に婚姻し、雅義との間に平成5年に子をもうけた（甲1号証16頁）。原告も、雅義と同じ宮城県の中学校教員の職に就いている。

## 3 公務災害の発生

雅義は、正規授業、免許外授業、生徒会主任、バドミントン部顧問等の過重な日常業務に加えて、全中総務部長等中体連関係の著しく過重な業務を行うことによる肉体的疲労とそれに伴うストレスによりうつ病を発症させ、その結果、全中のさなかである平成10年8月24日、滞在中の宮城第一ホテルの自室において、ドアの蝶番に帯を掛け、縊頸状態で自殺した（以下、「本件災害」という）。死因は縊頸による窒息、死亡推定時刻は同日午前6時頃だった。

## 4 処分の存在

原告は、本件災害は、公務に起因したものであるとして、平成12年10月11日付けで被告に対して公務災害認定請求を行っ

たところ、被告が、平成15年5月23日付けで本件災害を公務外の災害と認定する決定を行った（以下、「本件処分」という。甲第1号証263頁）。

原告は、上記決定を不服として、地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会に対して審査の申立てをした（甲第1号証273頁）が、平成16年5月24日に審査請求を棄却された（甲第1号証330頁）。原告は、これを不服として地方公務員災害補償基金審査会に対して再審査の申立てをした（甲第1号証3頁）。しかし、これも平成17年9月9日に棄却された。この決定は同年9月12日に送達された。

## 5 処分の不当性

公務員の死亡が公務上の災害と認定されるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生したこと（公務遂行性）を前提として公務と災害の間に因果関係があること（公務起因性）が認められる必要がある。

本件処分は、中体連は任意団体であるから、その委嘱に基づく中体連関係の業務については、公務遂行性は認められないとして、その業務による負担を公務災害認定の判断対象から除外したうえ、免許外科目の担当等、公務分掌で定められた業務は、通常の業務に比較して特に過重な職務であったとは認められず、本件災害の原因となるものではなく、本件自殺は雅義の性格、素因等の個体的要因がうつ病発症のより大きな原因である等の理由により、公務起因性も認められないとする。

しかし、この結論は不当であり、本件処分は取り消されるべきである。

すなわち、以下に述べるとおり、全中は任命権者たる教育委員会が主催する行事であり、また中体連関連業務は公務たる部活

動指導と密接に関連するものであって公務遂行性が認められ、労災認定の判断対象とされるべきであり、教職員としての過重な日常的業務及びそれに伴う精神的負担、さらに中体連関係の大会運営等の過重な業務にともなう物理的・精神的負担が重なってうつ病を発症し、これがその後も継続した全中の大会運営業務によって悪化したことにより本件災害が発生したものであり、公務起因性が認められる。

( 1 ) 公務遂行性

ア 本件処分の認定

本件処分は、中体連へ生徒が参加するため、部の顧問として生徒を引率する業務については、職務命令に基づく生徒の管理監督という通常の業務の一部として公務遂行性が認められるが、中体連という任意団体から委嘱されて中体連の役員になり、当該役員として中体連が行う大会の運営等を行う場合には原則としてその業務は公務として認められないとする。

しかし、以下の理由からこの認定は妥当でない。

イ 全中の主催者は教育委員会である

全中の大会開催基準によれば、全中の主催者は中体連並びに全国関係競技団体、大会開催地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会である（甲 1 号証 2 4 8 頁）。

また、仙台市教育委員会は、平成 1 0 年度全中に 5 7 0 万円の資金援助を行っており（甲 1 号証 2 4 3 頁）、これは大会運営費全体の 7 ～ 8 割を占める額である。

したがって、全中は、雅義の任命権者たる教育委員会が主催するものであるとともに、資金面からいえば、最も主要な主催者である。したがって、全中関係の業務は公務以外の何ものでもなく、公務遂行性が認められる。

ウ 仙台市教育委員会教育長も中体連関連業務は公務であると明言している

雅義の任命権者たる仙台市教育委員会教育長は、地方公務員災害補償基金宮城県支部に対し、中体連バドミントン専門部の業務及び全中の業務は公務と認識していると明確に回答している（甲1号証146頁、243頁）。

その理由について、仙台市教育委員会教育長は、「被災者が当該業務にあたった平成10年度は、全国中学校体育大会の運営のための準備の業務等を行っており、この場合は、昭和47年3月23日付旭川地裁判決にて認容されているように、公務であると考えられる。また、同様の理由で全国中学校バドミントン大会の業務も公務と考える。」としている。

したがって、当該業務には公務遂行性が認められる。

エ 被災者が勤務していた中学校校長は中体連関連業務を公務と認識している

澤藤英樹中山中学校校長の地方公務員災害補償基金宮城県支部に対する回答によれば（甲1号証147頁）、雅義が勤務していた当時の校長は、全中総務部長への役員委嘱依頼及び大会への出席依頼文書に押印し（甲1号証74頁）、「臨時に割り当てられた業務」であることを承認していること、「臨時に割り当てられた業務」は「出張扱いで承認しているので公務である」と認識していること、8月3日、21日～25日以外は「7月21日～23日業務、7月24日～25日出張、7月30日業務、7月31日半日業務であり、公務である」ことを認めている。

所属長たる校長は、中体連関係の業務を公務と認識しており、自発的奉仕活動と位置づけることはできない。

したがって、当該業務には公務遂行性が認められる。

オ 裁判例上も中体連関連業務は公務と認められている

上記仙台市教育委員会教育長が引用する判決（甲1号証245頁）は、「教職員が中体連大会の運営に当たることは、生徒の大会参加が中学校学習指導要領（昭和33年10月1日文部省告示）に定められている特別教育活動としてのクラブ活動（生徒会活動としてのそれを含む。）と密接不可分の関係にあり、教育的価値も大であるから、教職員の本来の職務の一部に属するものというべきであり、運営に当たる教職員が学校長の諮問機関たる職員会議によって決定されているものである以上、学校長の指示に基づくものと言わなければならない。従って、大会の開催日関係等のため、職務時間外に大会の運営に当たることがあっても、これを教職員の自発的奉仕行為ということとはできない」と判示している。

そして、この判示を本件に当てはめれば、中体連関係業務についても公務に該当することは明らかである。なお、上記のとおり、校長は、大友教諭の総務部長への役員委嘱依頼に押印しており、学校長の指示がある点でも本件と上記判決との間に差異は存在しない。したがって、中体連関連業務には公務遂行性が認められる。

カ 宮城県教育庁教職員課長も中体連関連業務は公務であると認識している

平成6年7月22日付「県費負担教職員の出張等の取扱いについて（通知）」（甲1号証253頁）によれば、中体連等の役員会・理事会等への出席は、学校運営又は教育活動と密接に関連するものとして、出張扱いとされている（甲1号証255頁「4教育研究団体・体育団体その他団体関係用務」の項参照）。

さらに、平成14年3月29日付「県費負担教職員の出張等の取扱いについて（通知）」（甲1号証293頁）及び「県費負担

教職員の出張等の取扱いに関する質疑について」(甲1号証296頁)によれば、「団体用務であっても、その用務が学校運営又は児童や生徒に対する教育活動に直接関係するもの及び教職員の資質向上に直接関係するものは『公務』と判断できると考える。」(甲1号証299頁「(4)まとめ」とされている。

また、「例えば、中体連主催の会合が『総会、理事会』等の名称で開催され、その会合の内容が中体連が主催する各大会の競技日程や生徒の参加方法等について協議が行われる場合、その協議結果が学校や生徒にフィードバックされることになり、学校における教育活動そのものに反映されることになるから、当該会合に職員が公務出張することは可能である」とされている。(甲1号証300頁参照)

被災者は、全中バドミントン大会の運営のための準備業務等を行っていたのであるから、前記通知及びその質疑の判断基準に照らし、中体連バドミントン専門部の業務も、全中バドミントン大会の業務も、公務であることは明らかである。

キ 地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会も中体連関連業務を公務と認めている

本件処分についての審査申立に対する地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会裁決書は、以下の通り述べて、雅義の行った業務につき公務遂行性を認めている(甲1号証337頁)。

「被災職員が行なった県中体連バドミントン専門部副委員長の業務及び全中実行委員会事務局総務部長の業務は、主として、上記認定にかかる体育大会の準備や運営に関するものと考えられる。被災職員のこれら業務は、平成10年当時、中学校学習指導要領に定められている特別教育活動としてのクラブ活動を代替するものとして位置付けられていた部活動と密接不可分の関係にあり、中学生の体育活動において、対外試合を

実施したり競技記録を集計してそれらの比較検討を行うこと等の重要性を考慮すると、教育的意義も大であるから、実質的にみて、教職員の本来の職務に属すると評価することができる。それに加えて、部活動顧問は、年度当初の職員会議において、公務分掌として校長により任命され、部活動顧問に就任した教職員は、自動的に地区中体連の競技種目別の専門部員となり、県中体連の専門部員は、各地区の専門部員から推薦又は選出された部活動顧問のみによって構成されている等の実態をみると、これら業務を教職員の自発的奉仕活動と見ることはできず、被災職員につき上記と別異に判断すべき事情も見受けられない。更に・・・任命権者である教育委員会もこのような業務を原則として公務と認識し、教育現場においてもそれに沿った取り扱いがなされていたのであるから、被災職員が行った上記業務は、懇親会の準備等本来の教育活動と直接の関連性を有しないことが明らかなものを除き、公務遂行性があるものとして取り扱うのが相当である。」

したがって、中体連関連業務には公務遂行性が認められる。

#### ク まとめ

以上より、全中は任命権者たる仙台市教育委員会が主催しており、かつ、中体連関連業務は仙台市教育委員会教育長、所属長である中山中学校長、宮城県教育庁教職員課長のいずれもが公務として認識し、かつ裁判例上も、地方公務員災害補償基金宮城県支部審査会の認定上も公務と認められていることからすれば、中体連関連業務の公務遂行性が認められることは明らかである。

( 2 ) 公務起因性

ア 肉体的過重性

(ア) 日常業務の過重性

a 教員の恒常的な長時間勤務

中学校教職員の通常の日業務は、時間外勤務が常態化しており、宮城県教育委員会・宮城県教職員組合等の調査によれば、半数以上の教職員が毎日2時間程度、週10時間程度の時間外勤務をしている(甲2号証28頁)。

さらに、同調査によれば、教職員の6割超が毎日自宅に仕事を持ち帰って行っているのが実態であり、実際の時間外勤務は調査結果をはるかに超える過重な労働を行っている。

また、中学校の教員は、子供たちがいる以上、昼休みも含めて事実上休憩を取ることができない(大阪高判平成16年1月30日、労判871号74頁参照)。

したがって中学校の教員は朝から晩まで休みなく働き、なおかつ帰宅後も仕事をしているのが実態である。

雅義もこのような教師の一般的な恒常的長時間労働に従事していた。

b 雅義の過重な日常業務

雅義の業務は、平成9年度は3年生の担任であった。平成10年4月からは、1年生の担任であり、英語(12時間)及び社会科(週4時間)の授業を受け持っていた。そして、雅義は、平成9年度から引き続き生徒会主任であり、バドミントン部顧問もしていた。中学校教員の日常業務は一般に非常に過重なものであるが、雅義のこの業務は以下に述べるように、一般の教員の業務に輪をかけて過重なものだった。

### 生徒会指導

雅義は平成9年度および平成10年度に生徒会指導の責任者となっていた。

生徒会指導担当は、生徒が主体の取り組みを裏で支え、子どもたちに物事の決定の手順や運営方法を自ら身につけさせるという意義を持つが、教員が主導の場合と比べて時間がかかり、非能率的で多くの時間を要する仕事である。行事の準備などは、勤務時間内だけでは間に合わないため放課後の時間外や休日に行われる場合も多い。平成10年4月には、雅義は、生徒会担当のチーフとして、教職員の離・着任式における生徒代表のあいさつ指導、生徒会主催の新生と在校生の対面式の準備を取り仕切った。また、同年7月にも、生徒会主催の体育祭の指導も行った。

### バドミントン部顧問

雅義は、平成10年度までバドミントン部の顧問をしていた。

クラブ活動の顧問は、平日には放課後の生徒指導を行い、生徒が帰宅するのを確認するため当然に時間外労働になる。さらに休日にも生徒指導のため時間外労働をするのが通常である。

加えて、雅義の場合、春休み中に行われる大会や4月の仙台市中体連バドミントン春季大会に向けた準備があり、平成10年の3月から4月にかけてはほとんど休みの取れない状況だった。

また、ゴールデンウィークにも大会が行われるため、この時期も休むことができない。

また、6月に仙台市中学校総合体育大会があったため、その準備のために朝練習や放課後の延長練習があり、通常

の部活動指導よりも一層長時間の指導を強いられた。

とくに中山中学校バドミントン部はこの大会で優勝したほどの強豪チームであるから、指導にかけるエネルギーも相当なものが必要であった。

#### 進路指導

雅義は、平成9年度は3年生の担任として生徒の進路指導を行っていた。

進路指導事務は生徒一人ひとりの将来に関わることもあり、生徒や保護者との意思疎通を図りながらすすめなければならぬことや、入試事務の成績処理や書類作成には間違いが許されないため細心の注意が必要である。このために特に平成9年12月以降は持ち帰りの仕事も含めて、長時間の労働に従事した。

#### 免許外科目担当

雅義は、平成10年4月から初めて免許外の社会科の授業を受け持った。

初めて教える科目を担当するには当然、そのための準備が必要であるが、免許外である場合はさらに、当該科目を専門科目とする教員との間に差が生じないようにするため入念な準備が必要である。このために通常の授業準備に加えて、それ以上の授業準備に時間をとられた。

#### 期末テスト作成・実施、通信票作成

7月下旬の1学期終了に向けて、6月下旬から7月上旬にかけて期末テストの作成・実施、通信票の作成を行わなければならないところ、これら作業は、通常、帰宅後や週休日に家庭で行われており、教員にとって非常に負担の大きい仕事である。

#### c まとめ

中学校教員は、一般的に休憩時間もとれないような長時間労働・自宅への持ち帰り労働を行っているところ、雅義はこれに加えて、生徒会指導やクラブ活動顧問のような重責を伴う仕事を行っていた。さらに、平成9年度には進路指導を行い、それが終わったものの、春休み期間にはクラブ活動の指導、免外教科の準備等でほとんど休みを取ることができない状態であった。平成10年度に入ってから免外教科を担当したために、通常の授業準備に加えて新たな授業準備を強いられていた。その上に5月から6月にかけては仙台市中学総合体育大会等のバドミントンの大会への生徒の指導、6月下旬から7月上旬にかけては期末テストの作成・実施、通信表作成などが重なることによって、過重な日常業務が継続していった。

(イ) 中体連関連業務の過重性

雅義は、上記のような日常業務に加え、中体連に関する過重な時間外労働を行っていた。

すなわち、雅義は、バドミントン部の顧問であったことから、平成9年度以降、中体連のバドミントン専門部の県副委員長としてその運営等にあたり、平成10年7月には県大会を運営していた。また、平成8年度から準備が進められていた全中大会の準備は、平成10年4月から本格化していった。そして、同年7月7日には正式に全中事務局総務部長に就任し、開催地事務局責任者として大会準備に従事していた。

全中準備は1学期が終了した7月下旬以降、特に本格化していった。雅義は、業務必携作成などの中体連関連業務に追われることとなった。雅義は、部活指導などの日常業務に加え、中体連関連業務を遂行するため、帰宅後も深夜

まで仕事を行う日が連日続いた(甲1号証89～91頁)。

全中の準備が特に本格化して行った7月下旬以降、雅義の本件自殺にいたるまでの約1か月の労働時間は次のように極めて長時間に及ぶものだった。

7月20日～7月26日 75時間(超過勤務35時間)

7月27日～8月2日 91時間(超過勤務51時間)

8月3日～8月9日 96時間(超過勤務56時間)

8月10日～8月17日 65.5時間(超過勤務25.5時間)

8月18日～8月23日 90時間(超過勤務50時間)

上記期間の時間外労働は合計182時間に上り、極めて過重な時間外労働を行っていたことは明らかである。

#### (ウ) 雅義の時間外労働時間の推移

中学3年生担任の受験指導等による多忙が顕著となる平成9年度以降の日常業務と中体連関連業務を合わせた雅義の時間外勤務は以下の通りである。

平成9年10月 73時間

11月 70時間

12月 116.5時間

平成10年1月 99時間

2月 64.5時間

3月 69時間

4月 59時間

5月 129.5時間

6月 106時間

7月 149.5時間

8月 149時間(23日まで)

平成14年2月12日厚生労働省労働基準局長通達「過重労働による健康障害防止のための総合対策」では、行政当局の監督指導を行う場合の基準を一か月に45時間を超える時間外労働を行わせている場合とされ、また、1か月100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2か月ないし6か月の1か月平均の時間外労働が80時間を超えると認められる場合、業務と脳・心疾患との関連性が強いとされている。

雅義の上記期間における時間外労働時間は常に1か月45時間を超え、さらに本件災害直前の4か月は連続で100時間を超えており、上記基準に照らしても極めて過重な労働であったことが明らかである。

## イ 精神的過重性

### (ア) 日常業務の過重性

#### a 肉体的な過重性は、精神的な負担と深く関わる。

すなわち雅義は、生徒会主任や強豪であるバトミントン部の指導という重責を負っており、この責任を果たすためにかなりの時間を割かざるを得なかった。

それに加えて、雅義は平成9年度から10年度3月まで、3年生の担任として、生徒たちの将来に関わり、失敗の許されない進路指導という極めてストレスの大きい仕事を行っていた。

そして雅義は、この重労働が終わった後も、春休み期間中のクラブ活動の指導、免外教科の準備等で息つく間もなく、そのまま一年生の担任という中学校生活に慣れない生徒に対する対応で、気ぜわしい業務を行っていた。一年生担任は、生徒も親も不安を抱えているときだけに非常に

気をつかう時期である。それに加え雅義は、免外教科の担当をすることになった。免許外の教科を新に担当することは、強度の精神的負担となった。さらに、6月下旬から7月上旬には 期末テストの作成・実施、通信票の作成という特に慎重さが求められる業務を行い、これによっても相当のストレスを感じていた。

b 免許外教科担当の精神的重圧

これらの雅義の業務の中でも免許外教科担当という業務については特殊な精神的重圧がある。

すなわち、免許外の教科を教える教職員は、専門的な知識とそれに裏付けられた教材研究の深さのない状態で自信を持って教えることができず、自らの指導に対する不安を抱えながら緊張して授業を行うことになる。そして、成績に差が出ないか、生徒・保護者から苦情が出されないかと不安を常に抱いている。

雅義は平成10年度に初めて免許外の社会科の授業を受け持ったが、実際「社会科指導上の悩み」と題する書面で精神的苦悩を述べているし、澤藤英樹中山中学校校長も雅義が「教科書の進度や指導方法については、時に悩んでいたこともあった」「学級の成績については、伸び悩みについて、多少気にしているところがみられた」と述べており(甲第1号証148頁)、免許外の教科を担当することで、精神的重圧を受けていた様子が語られている。

(イ) 中体連関連業務の過重性

雅義は、このような日常業務によるストレスのみならず、全中が宮城県で開催されるのは20年に1度のことであるから、総務部長として絶対に失敗は許されないという非常に大きなストレスを受けていた。

しかも、全国から集まってくるチームへの配慮を怠ってはならないことから来る強い精神的重圧が雅義にのしかかってきた。

(ウ) 雅義は教員としての日常業務についての過重な肉体的・精神的負担に加えて、平成10年4月以降の中体連関連業務についての肉体的・精神的重圧が重なり、雅義は7月中下旬以降うつ病を発症した。雅義は、活動的で外向的な性格であり、多少のことでは弱音をはかない性格だったが、平成10年7月下旬以降、全中に関する業務について、時折「準備が錯綜していて楽しみがない状態だ・・・。」とか、「段取りが今ひとつなんだ・・・。」「今が忙しさのピークだ・・・。」「このままでは過労死してしまうよな。」などともらすようになった(甲1号証306頁)

そして、うつ病に罹患しながら行った全中開催中の運営の中で、トーナメントのくじ引きや練習会場についてのクレームを受けたり、昼食券を朝に配る段取りがうまくいかなかったり、レセプションで来賓の名を間違えたりといったトラブルが生じ(甲第1号証92頁)、これらがさらに精神的ストレスとなり大会運営についての不満足感を募らせ、精神的に追い詰められていった。

#### ウ 過重な公務と本件災害の因果関係

雅義は、教員としての日常業務についての過重な肉体的・精神的負担に加えて、平成10年4月以降の中体連関連業務についての肉体的・精神的重圧が重なり、雅義は7月中下旬以降うつ病を発症し、その後の業務がこれを悪化させて本件災害に至ったものである。

(ア) 3人の医師が公務起因性を肯定している

本件災害については、3人の医師による意見書が提出されているが、そのいずれもが本件災害の公務起因性を肯定している。

すなわち、坂総合病院精神科課長千葉茂雄医師の意見書によれば、「過重な業務とその責任、長時間労働によりうつ病に罹患し、その結果病的な自殺念慮にとらわれ、自殺に至ったもので、公務災害と認定するのが妥当と考える」とされる（甲第1号証144頁）。

また、精神保健指定医である笠原英樹医師の意見書によれば、「被災者がうつ病を発病した原因は、業務による心理的負担によるものと評価でき、本件自殺の原因にも業務起因性が認められる」とされる（甲第1号証11頁）。

さらに、地方公務員災害補償基金宮城県支部の相談医ですら、その意見書において、「大きな精神的ストレスとなり得る特別な状況、すなわち遠因としては多忙な校務、免外授業の負担、生徒会の指導主任としての任務上の負担など、近因としては平成10年4月頃からの全中の準備に係わる精神的緊張と負担が7月頃から特に重く被災職員にのしかかり、大会終了直後にいたって恐らくは大会運営に関する不満足感とともに（客観的には成功したと思われる状況でも抑鬱的な状態の患者はこれを過小に評価し、決して満足しないものである）自殺を企図したものであろう」とし、本件災害の公務起因性を肯定している（甲第1号証136頁）。

(イ) 個体的要因はうつ病発症の主たる原因ではない

本件処分は、業務による過重と本人の性格、素因を比較した場合、本人の性格、素因等の個体的要因が、うつ病発症のより大きい原因となっているものと思われるとしているが、前述のように、雅義は、明るく外向的な性格であり、神経質

で内向的でストレスに弱いタイプではない。

もし雅義がそのようなうつ病になりやすいタイプだったとすれば、これまでも精神疾患にかかったことがあるはずであるが、雅義にはそのような既往歴はない。

本件処分が本人の性格、素因等の個体的要因がより大きい原因となっているものとしているのには何ら客観的な根拠がなく、恣意的な認定と言わざるを得ない。

## 5 結論

以上のように、本件災害は、教員としての日常業務についての過重な肉体的・精神的負担に加えて、公務である中体連関連業務についての肉体的・精神的重圧が重なってうつ病を発症し、うつ病発症後の業務がこれを悪化させ、よって自殺にまで至ったものであることは明らかである。

よって、被告が、平成15年5月23日付けで行った、本件災害を公務外の災害と認定する決定は取り消されるべきであり、本訴に及んだものである。

## 証 拠 方 法

甲第1号証 公務外認定処分取消再審査請求審査資料

## 添 付 書 類

1、甲号証	1通
2、委任状	1通

# 当 事 者 目 録

〒 [redacted]  
仙台市 [redacted] [redacted]  
原 告 大 友 博 子

〒 [redacted]  
仙台市 [redacted]  
[redacted]  
電 話 [redacted]  
F A X [redacted]  
上記訴訟代理人弁護士 杉 山 茂 雅

〒 [redacted]  
仙台市 [redacted]  
[redacted]  
上記訴訟代理人弁護士 佐 藤 由 紀 子

〒 [redacted]  
仙台市 [redacted]  
[redacted]  
上記訴訟代理人弁護士 崔 信 義

〒 [redacted]  
仙台市 [redacted]  
[redacted]  
上記訴訟代理人弁護士 土 井 浩 之

〒 [redacted]  
仙台市 [redacted]  
[redacted]  
上記訴訟代理人弁護士 小 関 真

〒 [redacted]

仙台市 [redacted]

[redacted]

上記訴訟代理人弁護士 吉 田 大 輔

〒 [redacted]

[redacted]

[redacted]

上記訴訟代理人弁護士 横 田 由 樹

〒 [redacted]

[redacted]

被 告 地方公務員災害補償基金

宮城県支部

上記代表者支部長 村 井 嘉 浩